

【入会方法】 JSPPのHP (<http://www.jspp.net/>) より入会資料請求フォームに記載の上、ご請求ください。
年会費 10,000円、入会金 20,000円

◆◆地域振興をばねに 元気を出そう小児歯科◆◆



全国小児歯科開業医会副会長

大橋 健治

大阪府高石市開業・大橋小児歯科医院

私は全国小児歯科開業医会 (JSPP) の設立時から何かとお手伝いさせていただいて早や20年以上になります。一時役員から遠ざかっていましたが、「小児歯科臨床」誌の編集協力委員代表を引き受けてからだと思いますが再度理事をしています。

さて、来年総会で、JSPP会則の見直しがなされようとしています。

20数年前に作られた会則は、名称変更論議がありましたが結局名称はそのままで、特定研究会の制度をなくした以外は少しの手直しはありましたが、大幅な変更もなく現在に至っています。

今回の第1の見直し点は会の目的そのものの表現です。創設時の「第二条(目的) 本会は、全国の小児歯科臨床のより良い発展のために、開業医を中心に開業医のための活動を行うことを目的とする。」というものから

平成7年の改定時には
「第二条(目的) 本会は、小児の健康の向上と小児歯科臨床のより良い発展のために、開業医を中心に開業医のための活動を行うことを目的とする。」と改定されています。

JSPPは「小児歯科開業医の、小児歯科開業医による、小児歯科開業医のための組織」を念頭に入れて、むし歯治療・予防を渴望する子どもたちのために、数の少なかった日本全国小児歯科開業医の患者紹介網の整備を考えて設立されたのでした。

時代は変わって子どものう蝕の減少、軽症化、少子化で子どもそのものも減る中で、より充実した小児歯科臨床が求められるようになってきました。

そして、今回の改定案(平成21年9月現在、執行部案)

では

「第二条(目的) 本会は、小児歯科臨床の進歩を図り、会員相互の情報交換により小児の健康な生活を支援することを目的とする。」となっています。

1回目の改定で全国という文言が消え、2回目で小児歯科開業医の文言が消えようとしています。小児歯科臨床を志す多くの歯科医に門戸を拡げようとしています。質の担保が課題です。

第2の見直し点は

創設時の会則に「第8条(特定研究会) 本会に5名以上所属する小児歯科の研究会で、総会で適当と認められた会を、特定研究会として登録する。

・登録された研究会は毎年活動報告を行い、総会で登録を再確認するものとする。」とあったように、当初地域で活動していた小児歯科の研究会を束ね、その上部組織としての開業医会を考えていたのでした。

しかし、地域の研究会が充足しているわけでもなく、地域に束縛されない自由な立場で活動するべきだと声があり、特定研究会は会則から消えたのでした。

それから約15年、執行部を組織するにしても、全国集会を担当するにしても、それらを実行する人的基盤が明確でなく苦労する事になったのです。何よりも地域での小児歯科研究会の活動状況が分かりにくく、理事会、執行部さえも十分把握できなくなってしまったのです。実際には地域の偏りはありますが、全国に30くらいの研究会が存在するのです。お互いに情報を交換し、切磋琢磨するべき仲間がいるにもかかわらず、みすみす見過ごしていたのです。

もう3年になりますが沖縄県での小児歯科研究会の設立にJSPPがお手伝いすることができ、その後むしろ他の地域よりも沖縄は活発に活動をしているのです。現在、地域支援による地域の活性化、ひいてはJSPP本体の活性化を図る必要があります。

ぜひとも今度の会則には特定研究会(仮称)の復活を実現させたいと考えます。